

市では、住民基本台帳カード（以下「住基カード」）を普及させるため、現在、無料で発行しています。

【住基カード】
無料交付中です

【住基カードとは】
市町村が交付する住民票コードなどを記録したICカードで、有効期限は10年です。写真付きと写真なしの2種類があり、希望するカードを選択できます。

【住基カードがある】
①公的個人認証サービスの電子証明書を取得することにより、インターネットで国税の申告などの電子申請・届け出に利用できます。
②写真付きの住基カードは、公的な身分証明書として利用できます。
③「付記転出届」を転出元市町村へ郵便などで送付し、転入地市町村へ住基カードを提出することによって、転入転出の手続きが簡単になります。

【手続きに必要なもの】

●運転免許証などの顔写真付き公的証明書に加え、健康保険証などの本人確認書類
※写真付き身分証明書を保持していない人は後日、回答付きの通知を郵送しますので、必要事項を記入した回答書、印鑑、身分証明書（健康保険証や年金手帳など）を2点以上持参し、窓口で受領してください。
●上半身、無帽、正面向きで、6カ月以内に撮影した顔写真1枚（縦4・5センチ×横3・5センチ）
●認印

電子証明書の有効期限は3年です

有効期限（3年）が切れた場合や、引越越し、結婚などにより住所や氏名を変更した場合は、電子証明書が失効します。失効した場合には、国税の電子申告などの電子申請

請・届出に利用できなくなります。更新や再取得を希望する人は、左記の窓口で手続きをお願いします。

【手続き場所】
迫総合支所市民課、中田総合支所市民課、南方総合支所市民課の3カ所

【手続きに必要なもの】
●住基カード
●運転免許証などの顔写真付き公的証明書
※顔写真付きの住基カードを持っている場合は必要ありません。
●発行手数料11500円
◇詳細については、左記に問い合わせください。

【問い合わせ】
市民生活部市民生活課
戸籍係
☎0220(58)2118

要介護者の障害者控除と医療費控除について

障害者控除

◎「障害者控除対象者認定書」の発行について
要介護認定高齢者が障害者控除・特別障害者控除（本人、配偶者、扶養親族）の適用を受けるための「障害者控除対象者認定書」を発行します。
【対象者】 認定基準日（平成23年12月31日、平成23年中に亡くなった人については死亡日）に年齢が65歳以上で、要介護1～5の要介護認定を受けている人
▶要介護1～3＝障害者控除 ▶要介護4、5＝特別障害者控除

【手数料】 無料
※障害者手帳などの交付を受けている人は、この認定書がなくても手帳を提示することで控除の適用が受けられますが、要介護4または5の人で特別障害者控除の対象になる人は、手帳の等級によっては認定書が必要な場合があります。

医療費控除

◎「おむつ使用証明書」の発行について
寝たきり状態でおむつの使用が必要な人がおむつ代について医療費控除の適用を受けるための「おむつ使用証明書」を発行します。
【対象者】 おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の人で、要介護認定時に使用した主治医意見書によって寝たきり状態でおむつの使用が必要と確認できる人。
【手数料】 1通＝300円
※おむつ代について医療費控除を受けるのが初めて（1年目）の人は医師が発行する証明書が必要です。証明書の様式は各総合支所市民課の窓口にあります。

手続きについて

【申請期間】 1月26日（木）～3月15日（木） 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）
【申請場所】 ▶各総合支所市民課市民係 ▶福祉事務所長寿介護課認定審査係（市役所南方庁舎1階）
【申請に必要なもの】 対象者の介護保険被保険者証
【申請できる人】 対象者またはその親族
【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課 認定審査係 ☎0220(58)5551

市医療局職員を募集します

【職種、採用予定人員、職務内容、受験資格】

職種	採用予定人員	職務内容	受験資格
理学療法士	2人程度	市立病院などにおいてリハビリテーション業務に従事します。	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、理学療法士の免許を有する人または平成24年3月31日までに卒業する見込みの人で免許取得見込みの人
作業療法士	3人程度		昭和47年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士の免許を有する人または平成24年3月31日までに卒業する見込みの人で免許取得見込みの人

※長期勤続によるキャリア形成の観点から応募資格に年齢制限を設けています。

【試験方法】 小論文試験（1時間）、人物試験、健康診断、資格調査
【受付期間】 1月20日（金）～2月10日（金） ※郵送の場合は、2月10日（金）消印有効
【試験日時・場所】 2月18日（土）午後1時～ 登米市民病院 会議室
【合格者の発表】 2月27日（月）
市役所・各総合支所前掲示場および医療局ホームページに受験番号を掲示し、受験者全員に郵送で通知します。
【申込書の請求】 申込書は、医療局経営管理部企画総務課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「理学療法士採用試験申込書請求」または「作業療法士採用試験申込書請求」と朱書きし、あて先を記入して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
【申し込み・問い合わせ】 医療局経営管理部企画総務課
〒987-0511 登米市迫町佐沼字下田中25番地 ☎0220(21)6888

経済センサス・活動調査を開始しました

事業所に調査票を配布しています
◇1月下旬から調査員が、対象事業所の皆さまのところを訪問して、調査票の記入を依頼しています。
◇調査票がお手元に届きましたら、ご記入をお願いします。
【調査に関する問い合わせ】
平成24年経済センサス・活動調査コールセンター
☎0120(44)1034（通話料無料）
※フリーダイヤルに接続できない場合
☎03(6830)1034（有料）
受付時間 午前9時～午後9時

総務省・経済産業省・宮城県・登米市

「登米市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」
（素案）に対する意見を募集

市では、平成24年度から平成26年度を計画期間とする「登米市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」（素案）をまとめました。今後、市民皆さんの意見を取り入れながら策定を進めていくため、意見を募集します。
【公表する資料】 登米市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（素案）
【関係資料の公表場所】 ◇福祉事務所長寿介護課（市役所南方庁舎1階）
◇各総合支所市民課 ◇市ホームページ
【意見などの提出方法】 郵便・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、様式は自由で住所・氏名・電話番号を必ず記入し、提出してください。
【期間】 1月24日（火）～2月23日（木）
【その他】 ▶意見は、計画の作成に向けて参考にさせていただきます。
▶個人が特定されない形で、意見の要旨などを公表する場合があります。▶皆さんからいただいた意見に対し、個々に回答はしません。
【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課
〒987-0401 登米市南方町新高石浦130番地
☎0220(58)5551 FAX0220(58)2375
✉chojyukaigo@city.tome.miyagi.jp